

# 総合地球環境学研究所名誉フェロー称号授与規則

平成 31 年 2 月 12 日制 定

規則第 57 号

令和 6 年 4 月 8 日最終改正

## (趣旨)

第 1 条 総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）における名誉フェローの称号の授与は、この規則の定めるところによる。

## (受賞対象者)

第 2 条 名誉フェローの称号は、次の各号の一に該当する者のうち、研究所において顕彰することが適当と認められる者に授与することができる。

- 一 研究所の運営及び経営に特に顕著な功績があった者
- 二 研究所に研究教育職員として所属した者で、特に優れた業績により国内外で高い評価を受けた者
- 三 その他所長が特に顕彰することが必要と認める者

## (推薦)

第 3 条 前条各号の一に該当すると認められる者があるときは、副所長、研究教育部長、プログラム研究部長、基盤研究部長、プログラムディレクターは、これを候補者として所長に推薦することができる。

2 前項にかかわらず所長は、前条に該当すると認められる者がある場合は、自ら候補を推薦することができる。

## (選考)

第 4 条 名誉フェローの称号の授与は、運営会議の議を経て所長が行う。

2 前項の運営会議に推薦する候補者については、あらかじめ研究戦略会議の議を経るものとする。

## (通知)

第 5 条 所長は、名誉フェローの称号を授与するときは、文書にその旨を明記して、本人に通知するものとする。

## (称号授与の取消)

第 6 条 所長は、名誉フェローの称号を授与された者が、その名誉を損なう行為をしたと認められるときは、運営会議の議を経て、名誉フェローの称号を取り消すことができる。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、名誉フェローの称号の授与に関し必要な事項は所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 31 年 2 月 12 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 12 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 8 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。